

瀬戸内市監査委員公表第8号

令和元年度随時監査結果報告に基づく措置状況の公表について

令和元年度随時監査結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知が瀬戸内市長からあったので、地方自治法第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和5年1月30日

瀬戸内市監査委員 小 野 和 倫

瀬戸内市監査委員 小 野 田 光

所管部署	総務部契約管財課
意見（要望事項）	措置の内容
<p>近年、土地開発基金の積立額が多額に上っていることから、今後の土地開発基金の活用を勘案して、規模の見直しを検討する必要がある。</p>	<p>土地開発基金の積立額については令和2年度末時点で、土地開発基金条例で定める基金の額3億8,000万円です。条例で定める基金の額の見直しは、今後動向を踏まえ検討しますが、当面は3億8,000万円での運用としています。</p>

所管部署	総務部契約管財課
意見（要望事項）	措置の内容
<p>土地開発基金について、長期間の未利用を防止するため、計画に基づき土地等を取得することを徹底する必要がある。</p>	<p>基金による土地等の取得は、計画に基づき取得することとします。なお、現在は取得する計画等はありません。</p>